

計画されたハードフォーク及び当該ハードフォークにより生じる新たな暗号資産に係る当社対応方針

当社は、当社が取り扱う暗号資産に係るブロックチェーンについて、プロトコルの後方互換性・前方互換性のない大規模なアップデート(以下「ハードフォーク」といいます。)の実行が見込まれる場合及び当該ハードフォークにより新たな暗号資産(以下「新暗号資産」といいます。)が生じる場合の取扱いに関し、対応方針を以下のとおり定めます。

(1) 計画されたハードフォークへの対応方針について

①ハードフォークの発生に関する情報の伝達方法について

当社は、ハードフォークの発生に関する情報については、アプリ内お知らせページ等により、適宜、お客様に提供いたします。

②業務の一時停止措置の有無について

当社は、当社が取扱う暗号資産においてハードフォークが見込まれる場合、当該ハードフォークによりお客様の資産の保全及びお客様との取引の履行に何らかの支障が生ずるおそれがあると当社が判断した場合には、当該ハードフォークの発生に備えてあらかじめ当該暗号資産に関する業務の全部又は一部を一時停止する措置(以下「業務の一時停止措置」といいます。)を講じることがあります。

③業務の一時停止措置を講じる場合の判断基準について

当社は、業務の一時停止措置を講じるか否かの判断にあたっては、当該ハードフォークに関連して、お客様の資産の保全及びお客様との取引の履行に何らかの支障が生ずるおそれがあるか、当該暗号資産に関する業務の一時停止措置が、お客様の資産の保全及びお客様との取引の履行に必要なかつ合理的な措置であるかといった点を総合的に勘案いたします。

④業務の一時停止措置を解除する場合の判断基準について

当社は、実施した業務の一時停止措置を解除するか否かの判断にあたっては、当該業務の一時停止措置の解除を行ったとしても、お客様の資産の保全及びお客様との取引の履行に何らかの支障が生ずるおそれがないこと、並びにお客様の資産の保全及びお客様との取引の確実な履行が見込まれることといった点を総合的に勘案いたします。

⑤業務の一時停止措置を実施する場合及び当該措置を解除する場合の連絡方法について

当社は、業務の一時停止措置を実施する場合及び当該措置を解除する場合には、あらかじめ(ただし、緊急に業務の一時停止措置を講じなければならないときは、事後に)お客様に対して、アプリ内お知らせページ等により、連絡をいたします。また、再開時期をあらかじめ定めずに業務を停止した場合には、業務の再開見込みについて、随時、お客様に情報を提供いたします。ただし、再開時期をあらかじめ定めて本サービスを停止した場合には、再開時にその旨を告知しない場合があります。

⑥業務の一時停止時及び再開時における注意事項について

ハードフォークの発生に伴い行った業務の一時停止措置が継続している期間中に生じた暗号資産の価格変動によるお客様の損失について、当社は一切の責任を負いません。また当社が公表した情報の真偽や公表の遅滞によるお客様の損失について、当社は一切の責任を負いません。なお、取引再開時には、当社サービスへのアクセスが不安定になること、暗号資産の価格変動等により希望する値段での暗号資産の売買ができない場合があります。

(2) ハードフォークにより新暗号資産が生じた場合の対応方針について

当社における、ハードフォークにより新暗号資産が生じた場合の対応方針は以下のとおりです。

① 新暗号資産付与に関する基本方針

当社は、ハードフォークにより発生した新暗号資産については、現時点では、原則としてお客様へ付与しない方針といたします。ハードフォークにより発生した新暗号資産の付与に関して、当社はお客様に対して、一切の義務を負っていないものとします。当社は、「②新暗号資産の付与に関する基本方針の例外適用、若しくは基本方針の見直し」に定める例外適用等によりお客様に新暗号資産を付与するためにあらかじめ取得する場合又は「④ 新暗号資産を付与しない場合の新暗号資産の取扱方針」に定める措置を講じる場合を除き、お客様の保有するハードフォークの対象となる暗号資産から生じる新暗号資産を当社がお客様に代わって自らが所有するものとして取得又は処分を行わないものとします。

②新暗号資産の付与に関する基本方針の例外適用、若しくは基本方針の見直し

当社は、お客様が新暗号資産を付与される権利について、日本国の判例、法令等で認められた場合や、他の暗号資産取引所において新暗号資産のお客様への付与が一般的に行われていると当社が認識した場合には新暗号資産の付与に関する基本方針の例外適用、若しくは基本方針の見直しを実施する場合があります。当社は、新暗号資産を例外的に付与する場合には、当該付与に関して生じた費用を手数料として申し受ける場合があります、また、当該新暗号資産の付与時期は当社が定めるものとします。

③ 現物取引以外の取引における権利調整に係る方針

当社は、レバレッジ取引及び信用取引を取り扱っておりませんので、現物取引以外の取引における権利調整は行いません。

④ 新暗号資産を付与しない場合の新暗号資産の取扱方針

当社は、新暗号資産の付与に代えて、新暗号資産相当額の金銭をお客様に交付することがあります。当社は、当該新暗号資産相当額の金銭を交付する場合には、当該交付に関して生じた費用を手数料として申し受ける場合があります、また、当該新暗号資産相当額の金銭を交付する場合には、当該新暗号資産相当額の金銭の交付時期は当社が定めるものとします。

⑤ 新暗号資産の付与に関しての取扱いのお客様への連絡方法及び結果報告の方法

当社は、新暗号資産の付与に関しての取扱いのご連絡についてはアプリ内お知らせページ等を通じて行います。

2023年1月1日 制定